

許認可等の内容	公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持の承認		
根拠法令及び条項	下水道法第 16 条		
担 当 課	下水道企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>当該工事又は維持を行う必要性、公共下水道事業計画との適合性、公共下水道施設管理上の支障の有無等を総合して審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p> <p>1 当該工事は、法第 4 条の規定により本市が策定し認可を受けた公共下水道事業計画（以下「事業計画」という。）区域内で行われるものであること。</p> <p>2 当該工事が新たに設置する工事であるときは、施設の配置、構造及び能力は、事業計画と適合していること。</p> <p>3 当該工事が改築又は修繕、維持に類する工事であるときは、施設の配置、構造及び能力は、従前と同等又はそれ以上の機能を有していること。</p> <p>4 施設の維持については、私人が自らの必要に基づき、又は公共下水道施設の管理に協力する立場から、施設の維持を行うことを希望し、かつ、それが公共下水道施設の管理上支障がないこと。</p> <p>参 考</p> <p>1 次に掲げる場合には、本条に基づく承認を受けたものとみなし、改めて承認の申請をする必要はない。</p> <p>(1) 当該工事が排水設備（本法第 10 条に規定する排水設備をいう。）工事に伴うものであるときは、鳥取市下水道条例第 5 条の規定による市長の確認を受けたものであるとき。</p> <p>(2) 当該工事が鳥取市下水道条例第 12 条の 7 の規定による特別使用の許可を受けたものであるとき。</p> <p>(3) 当該工事が都市計画法第 32 条の規定による公共施設の管理者の同意を得た開発行為により施工されるものであるとき。</p> <p>2 国又は地方公共団体が行う当該工事にあつては、あらかじめ協議することをもって足りる。</p>			

許認可等の内容	都市下水路の施設に関する施設の工事又は都市下水路の施設の維持の承認		
根拠法令及び条項	下水道法第 31 条（第 16 条準用）		
担 当 課	下水道企画課	処分権者	
標準処理期間		設 定 日	
<b>審査基準を設定しない理由</b>			
<p>都市下水路については、昭和 47 年 1 月 29 日付けで「緑町都市下水路」を「公共下水道立川雨水 3 号幹線」に転用（認可）し、以来、「都市下水路」の指定をしていない。</p> <p>また、現在のところ、指定の予定もない。</p> <p>したがって、本件承認の申請は、現時点ではあり得えないので、審査基準は設定しない。</p>			